

八千代市高津・緑が丘地域包括支援センター指定介護予防支援等事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清明会の設置する「八千代市高津・緑が丘地域包括支援センター」（以下「事業所」という。）が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に基づき行う、指定介護予防支援事業及び同法第115条の45第1項第1号ニに基づき行う第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターに配置する保健師その他の指定介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、事業対象者又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスのみならず、家族や地域住民による自主的な活動、民間による有償、無償のサービスなどインフォーマルの社会資源についても、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して支援するものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

5 事業の提供に当たっては、担当職員が訪問した際や利用者・家族・関係者からの相談に応じる中で利用者の権利が侵害されている、または侵害される恐れがある状況を把握した場合、所内で共有・検討できる体制を整えたとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業の提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 八千代市高津・緑が丘地域包括支援センター
- (2) 所在地 千葉県八千代市大和田新田15番地 高津団地1-13-112

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数・職務内容は次のとおりとする。

職種	職員数	職務内容
管理者	1人	事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援等の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令を行う。
担当職員	1人以上	管理者の指揮命令下において、指定介護予防支援等に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) その他 電話等により24時間365日常時連絡可能な体制とする。

(事業の提供方法および内容および利用料)

第6条 事業の提供に当たっては、利用者等に対し、事業所の運営規程の概要、職員の勤務の体制その他利用者等のサービス選択に必要な重要事項を記した文書を交付するとともに説明を行い、介護予防支援等を受けることに同意を得るものとする。

2 事業の提供方法及び内容は、八千代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年八千代市条例第32号）第31条から第33条の規定に従って実施するものとする。

3 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める介護報酬の告示上の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、千葉県八千代市高津・緑が丘地域とする。

（感染の防止のための措置に関する事項）

第8条 感染症の発生及びまん延等に関して、指針を整備し、委員会の開催、定期的な研修や訓練の実施に取り組むこととする。

（事業継続計画策定）

第9条 災害や感染症が発生した場合は、指定予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

(1) 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

(2) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する場として、市内の地域包括支援センターの担当職員が集まる会議を定期的に行うとともに、その結果について、職員に周知徹底をはかる。

(2) 虐待の防止のためのマニュアルを整備する。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行う。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（秘密保持）

第11条 当事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 管理者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

4 個人情報の取り扱いについては、管理者を個人情報の取り扱い責任者と定め、職員が個人情報を持ち出しまたは開示を行う際の管理簿を整備し、確認を行うものとする。

（苦情処理）

第12条 事業所は、提供した事業に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置するものとする。また、相談の記録は5年間保管するものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、記録は5年間保管するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 当事業所は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により事業の一部を指定居宅支援事業者に委託することができる。

第 15 条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、管理者が別に定める。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。